

令和8年度大阪府共同生活型支援による社会参加促進モデル事業に係る 参加意思確認書の提出を求める公示

公示の趣旨

ひきこもりを含む困難を抱えた方々に対しては、本人の同意を得た上で適切に共同生活を取り入れながら伴走型の支援を行うこと(以下「共同生活型支援」という。)により社会との繋がりを回復するよう促している民間事業者がある一方で、家族等の依頼をもとに本人の同意なく強引に連れ出して満足な支援を行わず、法外な料金を取る、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる悪質事業者も散見されています。

そのため、国においては、効果的に共同生活型支援を実施する民間事業者の取組みについて、実践事例の効果を収集・検証し、共同生活型支援を行う施設(以下「共同生活型施設」という。)で支援を受ける際に本人とその家族が留意すべき点のほか、各共同生活型施設と行政機関はじめ各関係機関及び地域との連携による事業運営の透明性の確保など、その活動を総合的に評価できる事項を示したガイドラインを整理することを目的とした「共同生活型支援における実践に関する研究事業」を実施しているところです。

国によるガイドライン作成にあたっては、民間事業者による適正な契約締結に向けた参加希望者への情報発信や手続きの明確化、参加者及びその家族に対する適正な契約の履行や効果的な支援の実施、行政機関はじめ関係機関や地域コミュニティとの連携、共同生活環境や適正な組織運営体制の確保及び職員の資質の向上などに関する実践事例の収集が不可欠であるため、府内で先駆的に共同生活型支援を行っている民間事業者から実践事例及び効果データの収集を行うとともに、これらの成果を国に報告するモデル事業を実施します。

特定非営利活動法人 クラウドナイン(以下「特定者」という。)は、「若者自立塾」事業から長きにわたり共同生活型支援の活動を行う職員が設立した法人であり、2016年の設立以降も継続してその活動を行い、これまでに共同生活型支援を受けて巣立っていった人数は、約50人にのぼります。

また、令和7年度には、これまでの実績から、厚生労働省社会福祉推進事業「ひきこもり支援における共同生活等による支援のあり方に関する調査研究事業」に協力しており、その報告内容から、適切に支援を行っていることを確認できました。

さらに、個々の支援者への医学的知見に基づく共同生活を通じた就労訓練や生活訓練を行うために必要な医療資格を含む複数の専門職が在籍しており、本事業に必要な人員配置体制が整っています。

以上のことから、特定者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定にしていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認申請書の提出を受け付けるものです。

応募要件を満たすと認められる者がいない場合においては、特定者との随意契約手続に移行します。応募要件を満たすと認められる者がいる場合においては、特定者と当該応募者による競争手続に移行します。

令和8年5月29日

大阪府知事 吉村 洋文

記

1 発注予定業務の内容

発注年度	令和8年度
業務名	令和8年度大阪府共同生活型支援による社会参加促進モデル事業
発注機関	大阪府知事（福祉部地域福祉推進室地域福祉課）
業務場所	大阪府内
履行期間	令和8年 7月 1日（水） から 令和9年 3月31日（水）まで
業務概要	参加意思確認公募手続に関する説明書の（別紙）仕様書に基づき必要な業務を実施する。
特定者の商号 又は名称、所在地	名称（商号） 特定非営利活動法人 クラウドナイン 所在地 大阪府高槻市富田町1-13-1 ウェストビル2階
特定者との 契約予定価格	金9,720,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 手続のスケジュール

説明書等の 交付	交付期間	令和8年 5月29日（金）午前10時 から 令和8年 6月 9日（火）午後 4時 まで
	交付方法	地域福祉課ホームページに掲載しています。 (https://www.pref.osaka.lg.jp/o090020/chiikifukushi/hikikomori_shienn/index.html)
説明書等 に対する質問 及び回答	質問 受付 期間	令和8年 5月29日（金）午前10時 から 令和8年 6月 9日（火）午後 4時 まで
	質問 方法	質問書(様式5)により、電子メールにて受け付けます。 メールアドレス: chiikifukushi-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp
	最終 回答 日	令和8年 6月11日（木）
	回答 方法	地域福祉課ホームページに掲載します。 (https://www.pref.osaka.lg.jp/o090020/chiikifukushi/hikikomori_shienn/index.html)
参加意思確認	提出 期間	令和8年 6月 1日（月）午前10時 から 令和8年 6月12日（金）午後 4時 まで
	提出 場所	大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課
申請書の提出	提出 方法	持参すること

審査結果の通知	最終通知日	令和8年 6月19日(金)
	通知方法	郵送及び電話
応募要件を満たさない と記載された審査結果の 通知に対する理由請求	請求期間	令和8年 6月22日(月) 午前10時から 令和8年 6月30日(火) 午後4時まで
	請求場所	「4. 発注機関」に記載する事務所
	請求方法	持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法で、請求期間内に必着のこと)
	最終回答日	令和8年 7月 9日(木)
	回答方法	郵送
応募要件を満たすと記載された審査結果の通知を受けた者及び特定者による競争手続	日時・場所・その他詳細は、審査結果の通知書に記載するものとする。	

申請、請求、交付、質問、回答閲覧の期間中の受付は、午前10時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日並びに平日の午後0時15分から午後1時までを除く。

3 応募要件

別紙のとおり。

4 発注機関

発注機関所在地等	発注機関 大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課 所在地 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁別館8階 電話番号 06-6944-7618 E-mail: chiikifukushi-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp
----------	---

5 交付書類一覧

	書類名称
参加意思確認公募手続に係る説明書等の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・参加意思確認公募手続に関する説明書 ・(別紙)仕様書 ・参加意思確認申請書(様式1) ・配置予定者調書(様式2) ・実務経歴書(様式3) ・実施予定内容調書(様式4) ・質問書(様式5)

6 提出書類一覧

書 類 名 称	参加意思確認申請書（様式1）に記載のとおり
---------	-----------------------

(別紙)

3 応募要件

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。なお、共同企業体で応募する者にあつては、**①基本的要件**は構成員全員が該当すること。(※**①基本的要件**(5)は共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。)

① 基本的要件

- (1) 法人であること。
- (2) 大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿(又は測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格者名簿、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿)に登録されている者であること又は登録される見込みであること。
- (3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 府の区域内に事業所を有する者であること。
- (6) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (7) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) 公示の日から契約締結の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
 - イ 大阪府入札参加停止要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

ウ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者、同規則第3条第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当すると認められる者

エ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償の請求を受けている者

② 技術力に関する要件

- (1) 看護師等の医療資格を保有するスタッフと、臨床心理士や公認心理師等の心理専門職、社会福祉士・精神保健福祉士、キャリアカウンセラー、教員免許保持者等の多職種の常勤スタッフを配置し、対象者（共同生活型支援へ参加している者をいう。以下同じ。）の健康状態を適切に判断した上で、対象者の状態に合わせた自律した状態（本人自身の意思で今後の生き方や社会との関わり方などを決めることができる状態）へ回復することを目指す専門性の高い支援を提供できること。
- (2) 対象者の健康の維持・増進のため、自施設において衛生的な食事の提供及び栄養管理を行う体制を構築すること。
- (3) 共同生活型支援を行う施設については、消防法等の法令を遵守すること。
- (4) 令和7年度厚生労働省社会福祉推進事業「ひきこもり支援における共同生活等による支援のあり方に関する調査研究」（事業実施団体：有限責任監査法人トーマツ）（以下「調査研究事業」という。）によるアンケート調査やヒアリング調査により、運営状況や支援内容等を把握し、本事業の仕様に定める「共同生活型支援」を適切に行っていることを確認できる民間事業者であること。

③ 業務執行に関する要件

別添の仕様書に記載している業務内容を実施できること。

④ 業務実績に関する要件

共同生活型支援を行う自施設において、各月の半分以上の日数で施設利用者が10名以上となる月が、1年のうち10か月以上あること。